

宮津市監査公表第 96 号

令和 4 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 15 項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和 5 年 3 月 17 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌

宮津市監査委員 松 本 隆

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>(1) 契約、文書事務について</p> <p>① 文書事務について</p> <p>文書事務については、課長会議（令和3年度までは庶務担当係長会議）が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところであり、昨年度の定期監査において指摘した事項については大部分が改善されているなど、適正な事務の執行に努めようとする姿勢が伺えた。</p> <p>しかしながら、改善が図られたとはいえ、契約関係書類等において、必要事項の記載漏れ、数字・文言等の記載誤り、使用文言の不整合、原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れ、記載誤り、適用条項の誤り等のミスのほか、決裁印を含む押印漏れ、申請書類等への受付印漏れ等、課長会議等により指示された適正な事務処理がなされていない例も少なからず見受けられた。</p> <p>また、ファイリングの指示が所管課である総務課から発出されていないこともあってかファイル移管作業がここ数年なされていないことは遺憾である。</p> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、課長会議等における指示事項の再徹底を図るとともに、内部統制の更なる強化を図り、適正な事務の執行に向け職員一人ひとりの意識の更なる向上を望むものである。</p> <p>② DX推進等について</p> <p>令和4年12月に「宮津市DX推進計画～つなごうデジタル宮津～」が策定され、本市のまちづくりにおける各施策や行政運営を、DXを活用する中で推進・深化し、あるいは行政改革を進めようとするものとして、本市のまちづくりの基本である第7次</p>	<p>不適切な事務処理の根絶に向け、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を行うほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、文書管理について、総務課の通知発出によらずとも各所管においてあたりまえのこととして、年度更新、移管が行えるよう手法や運用ルールの見直しも含め、DX推進と併せて検討してまいります。</p> <p>重点施策の早期実現に向け、今までのやり方にとらわれず、職員の意識変容、行動変容の取組を推進してまいります。</p>

宮津市総合計画及び第2期宮津市行財政運営指針の下位計画として位置づけられた。

同計画に掲げるDX推進の基本方針に則り、デジタルを活用して直接的、間接的に市民サービスを向上するとともに、各政策をより利便性と市民満足度の高い施策展開につなげられたい。そのために、DXの推進に関する重点施策として掲げる「1. DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上」、「2. DXを活用した新たな価値創造のための市役所内部業務の効率化・高度化」、「3. DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開」の早期の実現を図られたい。

### ③ 公共施設マネジメントについて

本市においては、『第7次宮津市総合計画（令和3年5月策定）』において、目指す将来像を『共に創る みんな活躍する 豊かなまち “みやづ”』と掲げており、その実現に向けて、「若者が住みたいまちづくりプロジェクト」、「宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト」の2つの重点プロジェクトを強力に推し進めるとともに、5つのテーマ別戦略を着実に実行していかなければならない。

そうした新しい行政需要に対応していくためには、「安定した行財政基盤の構築」が必要不可欠であるが、本市の公共建築物は、過去の特定の時期に集中してその多くが整備されたことから、今後、老朽化が顕著となり、一斉に大規模改修や建替えなど、更新費用等が不足することが見込まれる。

そのため、今後の公共施設等の更新に当たっては、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残すことなく、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めることを念頭に、人口・財政規模に見合ったスリム化、施設総量の削減を進めるとともに、その維持・管理に当たっては、地域と行政が力を合わせ、大い

公共施設の再編方針に掲げる個別施設ごとの対応方針に基づき、施設所管部局が地元や関係者と話し合いを持ちながら進めており、引き続き、早期の再編に努めてまいります。

学校施設につきましては、極めて小規模な学校（園）については、統廃合の検討を行う必要があることから、学校の適正規模・配置についての議論を公共施設の再編方針と同様に、保護者や地域住民と深めてまいります。

に意見・議論を交わし、役割分担しながら連携・協力し取り組まれたい。

とりわけ、学校（園）については、施設の老朽化と合わせ、児童生徒数が過去 20 年間で半数近くに減少し、今後も更なる減少が見込まれる。このため、特に児童生徒数が少ない学校（園）の運営には深刻な影響が出てくることが予想されることを踏まえ、「宮津市学校施設等の在り方検討委員会」の提言に基づき、望ましい教育環境を整えていくことを望むものである。

#### ④ 契約状況について

業務委託に係る契約方法は、条件付一般競争入札が 1 件 (0.2%)、指名競争入札が 23 件 (5.4%)、随意契約が 400 件 (94.4%) となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が 54 件 (42.5%)、随意契約が 73 件 (57.5%) となっている。

更に、随意契約のうち、業務委託の 319 件 (75.2%)、工事・修繕の 46 件 (36.2%) が一者随意契約で行われており、その随意契約中に占める割合は前年度の定期監査（業務委託 71.4%、工事・修繕 34.4%）と比べ増加（業務委託 3.8%増、工事・修繕 1.8%増）している。

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意されるとともに、特に財務規則第 116 条第 5 項の規定により一者随意契約する場合の理由が十分でないケースがいくつか見受けられたので、一者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査の上で運用されるよう強く要望するものであ

随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

る。

#### ⑤ 入札について

昨年度指摘した、工事に係る電子入札での入札辞退届の入札結果報告書への反映については改善が見られたものの、予定価格を事前に公表していない案件においても予定価格を超えた入札を失格としているケースが見受けられた。失格は、事前公表した予定価格を超える価格で入札した場合や最低制限価格未満の価格で入札した場合等であることを改めて念頭において入札事務の執行に臨まれない。

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定である性質又は目的が競争入札に適しないことを理由に随意契約をしながら複数業者から見積りを徴取しているケースが複数見受けられた。契約目途額が財務規則に定める随意契約できる場合の金額要件を超えていることから第 2 号適用で随意契約しようとしたものと推察されるが、第 2 号は 1 者随契理由であり、財務規則第 116 条第 1 項各号の金額要件を超えているならば競争入札とすべきである。地方自治法施行令や財務規則に規定する契約方法等についての考え方をよく理解の上、契約事務に臨まれない。

#### ⑥ 契約書について

昨年度指摘した、業務委託契約書の第 5 条第 1 項で業務完了報告書に添付する書類について、添付資料を同じく「業務完了報告書」と記載しているケースはほぼ見受けられなくなり改善が認められたが、予定価格調書や採用決定通知書等に記載の文言が不適切なケースや旧様式をそのまま使用しているケースがいくつか見受けられた。従前どおりの事務処理を行うのではなく、文言・様式等しっかりと精査の上、適切な事務執行に臨まれない。

また、財務規則の規定により金額要件で

工事以外は予定価格を事前公表していないことから、予定価格を超えた場合は、失格には当たらないため、未記入とするよう記載例を見直したところではありますが、引き続き不適切な事務処理の根絶に向けた取組を進めます。

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする場合については、相手方が限定される場合（1 者随契の場合）、またはプロポーザル方式等で価格以外の選定要件を含める場合が想定されることから、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

文言・様式等を精査し、また、効率的な事務を執行するよう理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

予定価格調書や契約書の作成、並びに、請書を提出させることを省略できる場合においても、当該文書の作成等されているケースが複数見受けられた。財務規則の規定をきちんと理解し、省略可能な事務処理はできるだけ省略し、簡素で無駄のない効率的な事務執行に努められたい。

契約事務については、課長会議等において全庁的な指導がなされているところであるが、適正かつ効率的な契約事務が遂行されるよう、引き続きチェック機能の強化を望むものである。

### (2) 補助金について

127 件の補助金・交付金の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められ、昨年度指摘した領収書等の未添付など実績報告における不備はほとんど見受けられず、全庁的に改善が図られた。

また、一昨年度に引き続き前年度も指摘した通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースについてはほとんど見受けられず、申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導をされているものとして評価するものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、引き続き適正な事務処理に努められたい。

### (3) 滞納整理について

市税や使用料、手数料などの市が有する債権については、ほとんどの市民が誠実に納付している一方で、資力があるにもかかわらず納付に応じない悪質な滞納者もあり、多額の収入未済が発生している。

補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査することとし、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

昨年度に引き続き、各種研修会への参加や滞納対策マニュアルの活用などによる関係法令の熟知等、滞納担当者のスキル向上により債権管理体制の強化を図るとともに、全庁一体となった徴収強化により、悪質滞納者へは

このような滞納が発生している現状は、本市の財政に大きな影響を与えているとともに、市民に行政への不信を招くことになりかねない。市民との信頼関係を築き、協働のまちづくりを推進していくためには、悪質な滞納者には厳正に対処し、市民負担の公平性を確保しなければならない。

また、厳しい社会情勢が続く中で、市民生活に必要な公共サービスを持続的に提供していくために、本市では令和元年度から約41億円の歳入不足を補うため、不断の行財政改革を実行し財政の健全化の取組を進めているが、人件費の抑制や行政内部経費の削減には限界があることから、より一層の財政健全化を実現するためには、市が自らの権限で徴収することができる自主財源の確保が非常に重要である。

そうした中、財政の健全化及び市民負担の公平性の確保に向け、市が保有する債権について、全庁一体となり徹底した徴収強化を図るため、令和3年度に副市長を本部長とし、関係部長級職員で構成する滞納対策本部が設置され、全庁的な徴収確保体制の構築を図るとともに、各債権所管課職員による滞納対策プロジェクトチームが編成され滞納対策の実務に当たられた。

令和4年度においては、滞納整理マニュアル（債権管理の手引き）の策定による全庁的な統一対応及び債権管理事務の共有、「使用料等の債権回収」研修会をはじめとする各種研修会へのプロジェクトチーム員の積極派遣と研修参加者による報告会の実施、債権ごとの徴収目標の設定、強制徴収公債権の担当課間での情報共有、預金等の差押えの実施など、全庁体制で滞納対策の充実を積極的に図られた。これらの取組の成果は収納率の向上に着実につながるものと大きな期待を寄せているところである。

また、時間が経過し滞納が重なるほど徴収が困難となることから、債権発生時における早期の取組を強化するとともに、滞納繰越にならないよう現年度分の確実な回収に取り組みされることを強く望むものである。

今後も引き続き更なる充実した取組の展開を期待するとともに、携帯電話のショー

法律に基づき厳正に対処します。

また、現年度分債権については、法令等に基づく適切な督促状や定期的な催告書、法的措置への移行予告通知の発送などの着実な実施により、滞納繰越の抑止に努めます。

今後において、「債権管理条例」の制定には、市民負担の公平性の観点から厳正な債権管理による執行実績が必要と思慮されるため、早期制定に向けた一層の滞納対策強化を図ります。

併せて、ショートメッセージの導入など更なる取組について、引き続き検討します。

トメッセージによる催告等先進事例の導入、債権管理条例の早期制定などについても引き続き研究され、全庁的な債権管理体制の更なる強化を図られることを要望するものである。